

国の一時支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

# 道特別支援金 A

道内事業者の皆様へ  
道特別支援金  
時短・外出自粛等による影響緩和

## 概要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様に経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

## 要件 1

### ① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、  
飲食業に提供される財・サービスの供給者

または

### ② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容関係、各種教室、商店、札幌市以外や昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

## 要件 2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が  
対前年または前々年同期比で50%以上減少

※ 比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

※ 売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

## 給付額

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

## 申請受付期間

2021年4月1日～2022年1月31日

## お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8：45～17：30（平日のみ）

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：道特別支援金Aは道特別支援金Bと道特別支援金Cの併給が可能です。

注3：札幌市内の2020年11月から2021年2月28日までの時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

# 道特別支援金の対象イメージについて

★「道特別支援金」は、2022年1月31日（月）で受け付けを終了します。

「道特別支援金」の申請受付期限は、2022年1月31日（月）までの受け付けとなります。  
申請をご希望の方は、お早めに申請をお願い致します。

※郵送申請は、2022年1月31日消印有効。

※申請受付期限を過ぎたものは、受け付け致しませんのでご注意ください。

	売上50%以上減少	売上30~50%未満減少
令和2年度 11~3月 の影響	<b>【国の一時支援金】</b> 法人上限60万円 個人上限30万円  受付終了	国の一時支援金の 対象とならない方 (国に申請していない方含む) <b>【道特別支援金A】</b> 法人20万円 個人10万円  2022年1月31日まで 受付中
令和3年度 4~7月 の影響	<b>【国の月次支援金(4~7月分)】</b> 法人上限20万円 個人上限10万円  受付終了	<b>【道特別支援金B】</b> 法人10万円 個人5万円  2022年1月31日まで受付中
令和3年度 8月以降 の影響	<b>【国の月次支援金(8月以降分)】</b> 法人上限20万円 個人上限10万円  受付終了	<b>【道特別支援金C】</b> 法人20万円 個人10万円  2022年1月31日まで 受付中

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。

※道の特別支援金A・B・Cはそれぞれ併給可能です。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。

※国の月次支援金(4~7月分)と道の特別支援金Bは併給できません。

※国の月次支援金(8月以降分)と道の特別支援金Cは併給できません。